

令和元年度（2019年度）

第1回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2019年7月31日（水）午後1時30分開会
場 所：か で る 2 ・ 7 1 0 7 0 会 議 室

1. 開 会

○事務局（永安主幹） 定刻となりましたので、只今から、令和元年度第1回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

本日は、児矢野委員が30分ほど遅れて来られるということですが、委員総数13名のうち過半数10名のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会が成立しておりますことをご報告いたします。

最初に、このたび新たに任命された委員をご紹介します。

北海道大学農学研究院准教授の森本淳子委員です。

酪農学園大学農食環境学群環境共生学類准教授の吉中厚裕委員です。

以上のお二方が新委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、任期は令和2年12月までとなっております。

2. 挨拶

○事務局（永安主幹） それでは、開会に当たりまして、生物多様性担当局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

○小林生物多様性担当局長 生物多様性担当局長の小林でございます。

令和元年度第1回北海道環境審議会自然環境部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から道の生物多様性保全行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、北海道における最近の自然環境の状況でございますけれども、新聞報道でもご存知のとおり、78年ぶりに野幌森林公園にヒグマが出没するなど、市街地へのヒグマの出没が相次いでおりまして、野生動物と人との共存のあり方が大変大きな課題になっているところでございます。

また、エゾシカにつきましては、近年生息数が減少してきてはいますが、依然として農林業被害額が高い水準で推移してございます。また、外来種であるアライグマについても、生息範囲が広がるにつれ、その被害も深刻化しているという状況でございます。

道といたしましては、これらの課題に対応するため、関係機関や関係団体などと密接に連携を図りながら、丁寧な取組を推進いたしまして、適切な形で人と野生動物が共存できるような自然共生社会を目指していきたいと考えております。

委員の皆様のご理解とご協力につきまして、改めてお願いを申し上げます。

本日は、鳥獣保護区の再指定など、3件について諮問をさせていただき予定でございます。皆様には、それぞれのご専門の立場からご意見を賜りますとともにご審議をいただき

ますよう重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（永安主幹） 議事に先立ちまして、本年6月1日付の人事異動に伴いまして、各関係課長に異動がございましたので、ご紹介いたします。

まず、生物多様性保全課長の高橋でございます。

動物管理担当課長の藤島でございます。

エゾシカ担当課長の小島でございます。

自然公園担当課長の本間でございます。

申し遅れましたけれども、私も6月1日で異動してまいりました生物多様性保全課主幹の永安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

会議次第と委員名簿、配席図、参考資料として、北海道環境審議会条例、そして、資料1は鳥獣保護区関係についてで1から4までです。それから、資料2が1から6までです。そして、資料3も1から6までです。最後に、資料4でございますが、不足等がございましたらお手を挙げていただければと思います。特に資料の不足はございませんか。

本日の議事は諮問3件を予定しております。終了は15時30分ごろを予定させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（永安主幹） それでは、議事に入ります。

ここからは着席してお話しさせていただきます。

本日は、委員改選後、初めての部会となりますので、部会長が選出されるまでの間は私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、お手元の次第のとおり、部会長及び職務代理者の選出と諮問案件が3件となっております。

ここで、初めての方がいらっしゃいますので、環境審議会の仕組みについて事務局により簡単にご説明させていただきます。

○事務局（今泉主査） 事務局の今泉と申します。

それでは、参考資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、1ページ目は、この自然環境部会の私どもが「親会」と言っております北海道環境審議会の根拠となる条例でございます。

第2条にありますとおり、審議会の主な所掌事項ですが、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること、第2号で、前号に掲げるもののほか、法令または他の条例の規定により、その権限に属された事務がございます。

その下の第3条で、審議会は、委員20人以内で組織するとなっております、現在の

ところは17名となっております。

本日、委員名簿を付けておりますが、愛甲委員から鈴木委員までがこちらの委員でいらっしゃいます。

次のページの第7条では、審議会に、必要に応じて部会を置くことができるとなっております。当自然環境部会を設置しているところであります。

第8条では、専門委員を置くことができるとなっております。委員名簿の島田委員から早稲田委員までが専門委員でございます。

続いて、3ページの条例の施行規則をご覧ください。

第2条におきまして、部会では、審議会から付託された事項を調査審議するでございます。

その下の第3項では、互選によって部会長を置くこと、また、第3条では、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ部会を開催できないこと、また、議事は出席者の過半数で決することなどが決められております。

続いて、次の4ページの運営要綱をご覧ください。

第2条におきまして、現在、自然環境部会のほかに、企画部会、循環型社会推進部会など、ご覧の五つの部会が設置されております。その下に審議会が別に定めております指定事項については、審議会の付託があったものと見なして、この指定事項については、部会の決議をもって審議会の決議となります。いわゆる部会だけで完結するシステムとなっております。

こちらの指定事項にどのようなものがあるかについては、次の6ページをご覧ください。

当自然環境部会は、他の部会と比べて項目がかなり多いのですけれども、2の(1)から(5)までが審議する事項となっております。本日ご審議いただく議題もこの指定事項に沿ってお諮りするものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（永安主幹） 何か確認したい事項等はございませんでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

議事(1)の部会長の選出及び職務代理者の指名ですけれども、部会長は部会を招集し、会務を総理し、部会での審議結果を審議会に報告する役割を担っております。

また、職務代理者につきましては、環境審議会運営要綱第3条第2項において、部会長があらかじめ指名することとされております。

まず、部会長の選出ですけれども、部会員の中から互選するということですが、ご推薦等がありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（永安主幹） 無いようであれば、事務局案をお示しするという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（永安主幹） ありがとうございます。

それでは、事務局としまして、北海道大学農学研究院准教授の愛甲委員にお願いしたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（永安主幹） それでは、異議がないようですので、愛甲委員に部会長をお願いしたいと思います。

愛甲委員、部会長席へご移動願います。

〔部会長は所定の席に着く〕

○事務局（永安主幹） それでは、愛甲部会長、一言、ご挨拶をいただけますか。

○愛甲部会長 部会長に選んでいただきました愛甲です。

遺漏のないよう進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（永安主幹） ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、愛甲部会長にお願いいたします。

○愛甲部会長 それでは、進めさせていただきます。

事務局から説明のありました職務代理者ですが、島田専門委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○島田専門委員 わかりました。

ご指名ということですので、よろしくお願ひいたします。

○愛甲部会長 それでは、島田専門委員には職務代理者をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議題に入りたいと思っております。

本日の議事は諮問が3件ありますので、まずは小林局長から諮問をお願いしたいと思います。

○事務局（小林生物多様性担当局長） それでは、諮問させていただきます。

生物第668号。

北海道審議会会長中村太士様。

北海道知事鈴木直道。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について。

このことについて、次のとおり諮問いたします。

諮問の理由でございますけれども、令和元年9月30日をもって存続期間が満了する次の道指定鳥獣保護区の更新に係る特別保護地区の再指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき意見を求めるものです。

一つ目として、遠軽鳥獣保護区特別保護地区の再指定、二つ目としまして、ホロカヤントウ鳥獣保護区特別保護地区の再指定でございます。

続きまして、令和元年度エゾシカの可猟区域及び期間についてです。

このことについて、次のとおり諮問いたします。

諮問の理由でございますけれども、令和元年度の狩猟におけるエゾシカの可猟区域及び

期間について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第6項及び第14条第4項において準用する同法第4条第4項に基づき意見を求めるものです。

一つ目としてエゾシカの捕獲等をする期間の延長、二つ目としてエゾシカの捕獲等の数の制限でございます。

3番目でございますけれども、記念保護樹木の指定の解除についてです。

このことについて、次のとおり諮問いたします。

諮問の理由でございますけれども、記念保護樹木として指定した次の樹木の指定を解除することについて、北海道自然環境等保全条例第23条第2項において準用する同条例第14条第3項前段の規定に基づき意見を求めるものです。

意見を求める記念保護樹木については、大久保の栗記念保護樹木でございます。

3件について、よろしく願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○愛甲部会長 ただいま、3件の諮問をいただきました。

まず、1件目の道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてから進めていきたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（石井主幹） それでは、鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてご説明いたします。

私は、担当の動物管理グループの石井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましては、1から4と後でお配りしておりますカラーの写真のものです。

資料1-1の第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の概要と進捗状況をめくっていただき、まず初めに、資料1-2からご説明したいと思います。

鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてということで、今、小林局長から諮問の理由を説明させていただきましたけれども、本日、諮問しております鳥獣保護区特別保護地区の諮問の理由については、1ページの真ん中に枠で囲ってございます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律とありまして、その下の左側に、第28条第1項、右側に第29条第1項とあります。

第28条では、鳥獣保護区を指定するときは、最終的には、一番下の第4条第4項までいきまして、審議会の意見を聴かなければならないとなっております。

そして、右側の29条では、鳥獣保護区で特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定するときについて、これも一番下まで行きまして、審議会の意見を聴かなければならないとなっております。

今回、29条第1項に基づく鳥獣保護区の特別保護地区について2件諮問させていただいたところでございます。

そこで、資料1-1をご覧いただきたいと思っております。

今回の諮問案件は、どういう理由で諮問しているのかという根拠については、今、ご説明いたしましたけれども、もともと鳥獣保護事業計画に基づいて計画的に指定等を進めているところでございます。

この鳥獣保護事業計画は、5年間の計画で、この部会でも審議いただいて、平成29年度に第12次ということで計画をスタートさせているものでございます。

計画の中身については、第1から第9までさまざまな項目がありますが、そのうちの年次ごとの具体的な計画としては、第2の鳥獣保護区等に関する事項と第5の特定猟具使用禁止区域等に関する事項ということで、個別の諮問事項になってはいないのですが、その二つについて年次ごとでいろいろな手続等をしているところでございます。

それ以外のものについては、計画を立てた後、特に大きな状況の変更がなければ粛々と進めているところでございます。

第2の鳥獣保護区等に関する事項についてですが、真ん中の表は、5年間の計画について書かれています。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定等計画ということで載せておりますけれども、具体的に、毎年どのように進めていくかについては下の表になります。

まず、鳥獣保護区ですが、昨年度の平成30年は指定の予定が1カ所で、区域の拡大が1カ所、期間更新が5カ所ということで計画しておりましたけれども、指定の1カ所については、事情がありまして今年度に延期しておりました。

また、今年度の期間更新については、鳥獣保護区に諮問事項はないのですが、今年度は8カ所を予定しておまして、指定面積もほぼ予定どおりで見込んでいるところでございます。

2ページ目に移りまして、特別保護地区についてはこれまで2年間予定されていなかったのですが、今年度に再指定ということで、遠軽とホロカヤントウを予定しておりました。このたび、予定どおり諮問させていただいて、この後、指定したいと考えてございます。

なお、鳥獣保護区について、昨年度に指定延期しました釧路管内のキナシベツ湿原鳥獣保護区の1カ所につきまして、先週、皆様にお送りいたしました資料では、諮問ということで予定していたのですが、最終的に土地所有者との調整が間に合わず、もうちょっと時間をかける必要があるということで、今回、再度になってしまいますけれども、諮問を見合わせさせていただいたところでございます。

それでは、今回の諮問事項である遠軽鳥獣保護区とホロカヤントウ鳥獣保護区、いずれも特別保護地区ですが、こちらの説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-2の2ページ目を見ていただきたいと思います。

これまでの事務手続の流れについては、関係機関との調整を行いまして指定計画書を作成いたしました。

そして、今月の7月17日から昨日まで指定の予定の告示をいたしました。特に意見

がなく過ぎているところで、今日、審議会に諮問させていただいております。

その後、8月下旬に環境大臣へ届出をして、9月下旬に北海道告示にて指定をする流れになってございます。

ページをめくっていただきますと、指定の箇所の位置図がございます。

1カ所目が遠軽鳥獣保護区特別保護地区で、オホーツク管内の遠軽町でございます。それから、もう一カ所がホロカヤントウ鳥獣保護区特別保護地区で、十勝管内の広尾町でございます。

続きまして、それぞれの特別保護地区の説明に移らせていただきます。

まず、資料1－3の遠軽鳥獣保護区特別保護地区でございます。

この資料の後ろに区域図ということでお示ししております。場所は、JR石北本線遠軽駅の北西3キロメートルほどのところがございます。周りは穏やかな丘陵地になっております。豊かな自然環境で、森林鳥獣の生息地として指定している鳥獣保護区でございます。この区域全域が社会福祉法人北海道家庭学校の敷地となっております。

この北海道家庭学校は、社会福祉法人が経営する全国でただ一つの男子児童自立支援施設となっております。時に美しく、時に厳しい自然の中で生活、学習、作業をすることによって、子どもたち一人一人の特性に合わせた自立支援に努めているということで、2014年に創立100周年を迎えている歴史ある施設でございます。この施設は、森の学校とも呼ばれているように、森林に囲まれた環境でありまして、そこを鳥獣保護区として指定しております。

この敷地の鳥獣保護区の一部について特別保護地区に指定しているところでございまして、この区域図で言うと斜線の部分になります。鳥獣保護区368ヘクタールのうちの66ヘクタールが特別保護地区となっております。

区域内には、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、シラカンバやオニグルミも生育する天然林に加え、かつて植樹された壮齢のトドマツ林なども含まれており、非常に良好な環境を維持しております。

当初の指定は昭和54年で、その後2回の再指定を経て本年9月末をもって存続期間の満了を迎えるに当たり、この良好な鳥獣の生息環境を引き続き守るため、10月1日から10年間の予定で指定しようとするものでございます。

続きまして、ページをめくっていただいて、資料1－4のホロカヤントウ鳥獣保護区でございます。

こちら後ろのほうに区域図がございます。場所は、十勝管内大樹町の太平洋に面して分布する十勝海岸湖沼群の一つでありまして、周りはカシワを初めとした天然林に、一部カラマツ、トドマツが植林された砂丘となっております。それに囲まれるように65ヘクタールの水面が広がっているところでございます。

春や秋の渡りのシーズンにはマガンやヒシクイが飛来するほか、マガモを初めとするカモ類も中継地として集まることから、集団渡来地という区分の鳥獣保護区として、沼の水

面全域を特別保護地区として指定し、鳥獣保護区の区域もこの水面の区域としているところでございます。

ここも、当初の指定は昭和54年で、その後、2回の再指定を経て本年9月末をもって存続期間の満了を迎えるに当たり、引き続きこの生息環境を守るために、10月1日から10年間の予定で指定しようとしているものでございます。

この二つの鳥獣保護区の現地の状況については、カラーの資料で、別の担当の者から説明をさせていただきます。

なお、このホロカヤントウ鳥獣保護区については、7月25日に愛甲部会長にご視察いただいております。

○事務局（諏訪技師） 動物管理グループの諏訪と申します。よろしくお願いたします。

私から、カラーの写真の現地の説明をさせていただきます。

まず初めに、遠軽鳥獣保護区特別保護地区についてです。

写真が6枚載ってまして、まず、一番初めに、北海道家庭学校の入口から鳥獣保護区を写した写真です。左右に森林が広がっているのがわかります。

2番目は、家庭学校のホームページから写真をいただいたのですが、正面の上空からの鳥獣保護区全体の写真を載せております。

3番目の写真は、奥の落葉樹林が特別保護地区になります。落葉樹林はミズナラ等の天然広葉樹が広がっております。また、林床はササが多い状態です。遠軽町職員がここの近くでオオワシとオジロワシが実際に飛んでいるのを確認しています。

4番目は林内の様子です。とても良好な森林環境が確認でき、クルミが多くあります。

5番目は人工林でございますが、その林内の様子を載せてあります。

6番目も登山道の脇の写真を撮ったものですが、天然広葉樹、シラカバ、ほかにアカエゾマツなどが確認され、ここも林床はササが多く広がっているところです。

写真は6枚で少ないのですが、以上の様子から良好な森林環境を確認することができることを報告させていただきます。

引き続き、ホロカヤントウの写真に移らせていただきます。

ホロカヤントウ鳥獣保護区特別保護地区の写真も、同じく6枚を載せております。

1番目は、保護区の沼の海側の写真になっております。天然林に囲まれた沼で、沼は汽水湖となっております。

渡りのシーズンにはマガンやヒシクイ等の渡り鳥が多く渡来してきます。

2番目の写真は、北東岸の砂丘の上にある史跡・十勝ホロカヤントー堅穴群の方の写真を撮ったものです。ここは、堅穴住居跡が近くに複数確認されている場所です。

3番目は海岸を背にして沼を撮った写真です。奥に沼が広がっているのがわかります。

4番目は、その沼が北西方面に広がっている様子を写真に撮りました。

5番目も、奥の天然林に囲まれている様子がわかるように撮りました。

6番目は、水深が浅く、水草が豊富であることがわかりやすい写真を選んで載せました。

○事務局（石井主幹） 現地視察に行かれました愛甲部会長から、何か補足などがありましたらよろしくお願いたします。

○愛甲部会長 ホロカヤントウの現地視察に行っていました。

渡り鳥のシーズンではなかったのですが、残念ながら水鳥を見ることは余りできませんでした。周辺の森林も含めて、非常に良好な状態で保たれているのを見させていただきました。

○事務局（石井主幹） ありがとうございます。

以上で説明を終了いたします。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

2件の道指定鳥獣保護区の特別保護地区の更新ということで、遠軽とホロカヤントウについて説明していただきました。

この件についてご質問やご意見などがありましたら伺いたいと思いますので、お願いたします。

○吉中専門委員 ご説明をありがとうございます。

初めて出席させていただきましたので、場違いな質問になってしまうかもしれませんが、遠軽もホロカヤントウも再指定に賛成いたします。それが1点です。

もう1点は、ホロカヤントウについて教えていただきたいのですが、今、愛甲部会長からも周辺の森林を含めて良好な環境が広がっていたというご説明がありました。

鳥獣保護区について、今回は特別保護地区ということで諮問されていますが、鳥獣保護区は水面のみだと思いますけれども、周辺の森林を含めた保全措置は考えていらっしゃるのか、あるいは、既にあるのか、その辺を教えていただければと思います。

○事務局（石井主幹） ホロカヤントウ鳥獣保護区は、かつては写真にも載せております史跡の竪穴住居群の部分を若干含めておりますし、周りの森林も少し含める形で指定をしていました。

しかし、その後の更新の中でこの地域にシカが増え始めまして、地上部分についてはエゾシカ対策を進めたいという意見が強く、水面のみになったと聞いているところでございます。

ただ、この周りの森林は保安林に設定されておりまして、そういう意味では、環境として特に大きな変化はされないものと考えているところでございます。

○愛甲部会長 ほかに何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲部会長 ただいま吉中専門委員から、周辺の森林の保全状況についてのご質問がありました。それ以外に特段ご意見がありませんでしたので、この2案については、附帯意見なしで適当と認めて答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○愛甲部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続きまして、次の諮問事項に移ります。

令和元年度（2019年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（富樫主幹） エゾシカ対策を担当している富樫と申します。よろしく申し上げます。

私から、資料2-1に基づいて説明いたします。

まず、今年度のエゾシカの可猟区域と期間についてになります。

手続の根拠としては、鳥獣保護管理法に基づきまして、区域と期間を決める場合の諮問事項となっています。

1ページの3番目の区域と期間の設定の考え方になりますが、エゾシカの個体数削減のため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保することから、規制緩和を継続して続けていくこととしております。

2ページ目に参りまして、（1）の可猟区域でございます。

区域につきましては、原則として市町村の行政区域としておりますが、下の表にありますとおり、除外する区域がある場合もございます。

（2）の可猟期間につきましては、北海道における可猟期間は基本的に10月1日から1月31日までとしておりましたが、先ほどお話ししましたとおり、道内において、エゾシカの生息数の増加及び生息域を抑制するために、捕獲日を最大限に確保する必要があり、狩猟期間を3月31日まで延長することを引き続き継続します。

この表にありますとおり、猟区はA区域からF区域に区分して設定しており、基本的には昨年度と変わりありません。

ただ、一部のC区域などは10月20日から10月19日となっておりますが、猟の始まりを土曜日としていることからこういった変更をしております。それから、F区域は、2月28日が2月29日になっておりますが、これは閏年の関係の軽微な変更となっております。

次に、3ページに参りまして、禁猟期間です。

狩猟期間の10月1日から10月18日までにおいては、農作業や森林土木工事等における事故防止の観点から、規制が必要な地域においては狩猟期間から除外することとしております。

5ページを見ていただきたいのですが、期間と区域を整理したものがこちらの表になります。上段が期間と区域で、中段はそれを北海道地図で色分けしたものとなっております。

こちらの区域や期間においては、あらかじめ利害関係機関や団体、それから、市町村に意見照会をしております、それらを踏まえて設定したものであります。

ちなみに、区域に関しては、昨年度のものから変更はございません。今年度は、こういった形で区域と期間を設定したいと考えております。

次に、6ページには、先ほどのものを時系列的に整理したものがございます。緑色の部分が可猟期間でございますが、こういった形で設定していきたいと考えております。

次に、7ページです。

斜里町においては、捕獲効率向上のために、黄色い網かけの部分になりますが、平成22年度から、可猟期間に中断期間を設けて効率的な捕獲を行うということをしておりましたが、これも継続して行うこととしております。

次に、8ページ目にまいりまして、銃猟の自粛をお願いする区域という資料ですが、これについては後ほど説明したいと思います。

次の資料は、利害関係人等の意見照会の結果を表にしてまとめております。

左側が賛否に係る意見、右側に道の見解ということで整理しておりまして、こういった形で事前調整を図っております。

次に、資料2-3の「エゾシカ猟自粛区域」の見直しについてです。

この自粛区域に関しては、昨年度、当部会でいろいろなご意見をいただいておりますので、見直しの経過ということで参考までにこの資料をお付けしました。

昨年のこの部会におきまして、自粛区域は一律に網かけをしたものとなっておりますが、今年度については資料2-4に添付しておりまして、上段が平成31年度のものとなっております。

こういった形で、一律で連続して区域を設定しておりましたが、狩猟者の入る場所や猛禽類の繁殖地の状況と重ねて、もう少し細かい形で設定することはできないのかというご意見と繁殖の影響から、もう少し早い時期にできないかというご意見がありました。

それについては、時期と区域を検討してまいりますというお話をさせていただきまして、白木委員と打ち合わせを重ねて、見直し作業を実施してまいりました。

経過につきましては、この資料にありますとおり、まず、我々が把握している自粛区域のデータと白木委員からいただいた営巣地の分布状況の突き合わせしまして、分析した上で自粛区域を適切に設定する作業から始めました。

次に、自粛区域は今まで一律にかけていたのですが、オジロワシの営巣地でない区域は除外し、本当に必要な地域を設定するといった作業をしております。

さらに、開始する時期を2月からというお話もありましたが、猟友会などの関係機関などと調整したところ、区域について理解を得るのがなかなか難しく時間がかかるということで、次年度以降に向けて進めていくことで整理をしております。

調整をしていくに当たっては、説明するための根拠となるデータが必要ということを確認いたしました。

2番の今後の進め方ですが、まず、今年度においては、昨年度も自粛区域であった宗谷総合振興局管内について、先行して見直しを行うこととしました。

こういったことから、資料2-4の上段の地図にありますように、一律に網かけしたものについては適切な場所を設定いたしました。また、入込みの情報などはメッシュ単位で

管理しておりますので、こういった形で設定する作業をしました。

もう一つ、そのほかの区域や期間に関しましては、次年度に向けて継続して見直しを進めてまいりたいと考えております。見直しによっては、オオワシ、オジロワシを所管する環境省などの関係機関との調整が必要と考えております。また、先ほども申し上げました調整に必要な根拠となるデータを示していくことも必要と考えております。

次に、資料2-5ですが、こちらはエゾシカの個体数指数の参考資料になります。

これは、エゾシカ対策の専門家の有識者会議の中で検討したのですが、エゾシカの管理につきましては、基準年を100として、そこから毎年の生息動向を総体的に評価する形をとっております、この指数に基づいて管理を行っております。

例えば、(1)の東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室管内)は、下の表で見ますと、平成5年の個体数指数を100といたしまして、一番多いところが平成23年の167です。現在の平成30年度は120ということですので、減少していると推定しております。

次に、2ページ目にまいりまして、西部地域(石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高管内)です。

西部地域は、平成12年の個体数指数を100としまして平成23年が292で一番多くなっています。この後、一時は減少傾向が見られましたが、その後は微増傾向にあるという状況が見られます。

次に、3番目の南部地域(渡島、檜山、後志管内)になります。

この地域につきましては、当初から情報がなかったのですが、情報のとれる段階から整備しており、平成23年の個体数指数を100としまして、そこから近年まで増加傾向にあるといった状況が見られます。

最後の資料の2-6は、法律関係を抜粋したものとなっておりますので、参考として添付いたしました。

以上で説明を終わります。

○愛甲部会長 ご説明をありがとうございます。

ただいま説明のありましたエゾシカの可猟区域及び期間等について、ご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。

○坂東専門委員 自粛区域のことですが、オジロワシの繁殖については、具体的に狩猟が入って営巣放棄などの減少傾向が続いているとか、そういうことに基づいて設定しているのでしょうか。

○事務局(富樫主幹) 作業としましては、白木委員からオジロワシに関する営巣の情報などをいただいて、それに基づいて、エゾシカの狩猟の入り込み状況を分析しながら設定しております。ですから、影響が懸念される地域を踏まえて区域を設定しております。

○坂東専門委員 具体的な影響があるということでしょうか。

○事務局(富樫主幹) 具体的な影響が懸念されることから設定しております。予防の観

点で設定している区域となっております。

○高橋専門委員 6ページの猟区の期間ですけれども、9月15日から4月15日までの猟区占冠と西興部の2カ所あります。これに関しては、特区として、捕獲入込人数などを特別枠として、こちらに報告という形にはいかがかと思えます。

○事務局（富樫主幹） こちらに報告と申しますと、どういう形になりますか。

○高橋専門委員 これは、利害でやっているような感じが見受けられますので、独立的に集計をとって、道に捕獲入込人数、狩猟人数などの捕獲を独自に設けてはいかがかと思えます。

○事務局（富樫主幹） 実は、猟区に関しましては、毎年、期間終了後に、おっしゃるような情報を道に報告することになっております。

○愛甲部会長 高橋専門委員は、ここでも報告していただいたほうがいいだろうというお話ですか。

○高橋専門委員 そうですね。

猟区に入っている入込人数などがわかりませんので、そういう捕獲報告があればと思います。

○愛甲部会長 次回以降、エゾシカのことを議論するときに、そういうものも資料として加えていただくことは可能ですか。

○事務局（石井主幹） 今、富樫が申しましたように、毎年、猟期が終わった後に猟区の報告ということで、入った人数や捕れた、捕れないということを含めて捕獲数の報告をいただいておりますので、そういう報告をこの場ですることは可能でございます。

○愛甲部会長 ほかにいかがですか。

○白木委員 エゾシカの猟の自粛区域に関して、今回初めて来られた委員もいらっしやるので、少し補足させていただこうと思えます。

この話は、15年以上前だったかもしれませんが、エゾシカ猟期の拡大に伴って、猛禽類の繁殖期間に関しては、人の入込みや猟銃の使用が繁殖に影響を与える可能性があるということで、少し盛り上がった時期がありました。

そのときに、何かしらの対策が必要だろうということで、当時の担当者の方と非常に時間のない中で、資料2-4の上の図ですが、これはオジロワシ用ということで、海岸線がもっと下の方まで続いていて、海岸から5キロメートルの図を作って、自粛していただきたいということでお示しすることになりました。

実際には、今後、これを改善していくということだったのですが、いつの間にかそれが立ち消えになっていまして、私もどうなったのかと思いつつ、その関係からは遠ざかって、こちらの審議会の委員になりました。そこにこういった資料が出てきまして、このまま続いているのだと思いました。

このままだと、例えば、これが本当に自粛ということで役に立っているのか、あるいは、この中には必ずしも営巣地を含まない場所もあるので、やはり改善が必要ではないかとい

うことをお願いをしまして、今回、取り上げていただきまして、非常に感謝しております。

今回は、本当に時間のない中での暫定案ということで、入り込みの判断については、恐らくシカが沢山いるので、撃たなければいけない場所で、人の入り込みも多いだろうというデータと、実際にワシが営巣している場所というデータを重ね合わせて作りました。

ワシに関しては、希少種なので、大きな縮尺のピンポイントで場所がわかるようなものは出せないの、どうしても10キロメートルメッシュという形でしか出せないのですが、本来はもう少し細かい範囲で指定するとか、例えば、環境省のほうでは、シマフクロウで規制等の場所を示していると思うのですけれども、ほかの猛禽類のこともありますから、ほかの機関とも共同して場所を考えていきたい。あるいは、自粛をしてどの程度の効果があるのかという検証など、やっていかなければならないことがまだいろいろあると思います。これは、たたき台として着手した時点ですが、今後もエゾシカ猟もやらなければなりませんし、猛禽類の保全も必要ということで、今後も継続して、ぜひやっていただきたいと考えています。

以上です。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

担当の富樫主幹から何かコメントはありますか。

○事務局（富樫主幹） 今、白木委員からもお話ししましたとおり、今後、引き続き、ご相談させていただきながら見直し作業をしてみたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○愛甲部会長 冒頭に坂東専門委員からもご指摘がありましたが、今回は、具体的な影響がどのくらいあるかということも含めて、新しいメッシュに基づいた案でとりあえずやってみようということになると思います。

私から白木委員に質問ですが、この後、これをやってみた効果や影響などを検証していかねばいけないと思います。そこで、事務局側には逆にどういったことをしていただけるのか、例えば、こういうデータをとっておいてもらうとか、限界はいろいろあると思いますけれども、検証するために必要な要素についてコメントしておいていただくと、大変役に立つのではないかと思います。いかがですか。

○白木委員 まず、現実的にできそうなこととしては、入込状況です。実際に自粛区域として効果があったのかどうかということです。

それ以外に関しては、やはり猛禽類への影響ということになるので、今の段階では難しいと思いますが、繁殖状況のモニタリング結果と入り込み状況との関係性ですね。この10キロメートルのメッシュの中で何人入ったから影響があるということ判断するのは非常に難しいと思います。

去年、北海道でモニタリング調査を行っていると思います。そのときに、実際にどのくらいまで近づいたら、あるいは、どういうやり方をしたらワシが飛び立ちをしたかということの検証作業をしているのですが、恐らく、その位きめが細かいことをやらないと影響

評価はできないと思います。

例えば、ハンターさんにGPSをつけて動きを取る位の細かいことをして、実際にワシの繁殖にどのような影響があったかということまで考えなければ難しいと思います。

その辺は、ワシへの影響をもう少し細かく考えていかなければいけないと思うのですが、とりあえず、入込みがどうであったかということに関しては現実的に可能だと思いますので、お願いしたいと思います。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

他に何かご意見はありませんか。

○吉中専門委員 今のことと少し関連するのですが、狩猟者の入込みをどういうふうに把握するかという点についてです。

資料には、狩猟努力とかSPUE、CPUEという言葉が出てきましたが、私は10年位前に狩猟をやめてしまったので、今の状況はわかりませんが、ハンターマップを使って、どのメッシュにいつ行ったか、どのメッシュの中で何頭捕ったかということをして事後に報告するのが当時の形でした。

今は、携帯電話なりモバイルなりを持っていけば、どこで捕獲したかというのは割とピンポイント的にGPSで落とせてしまいますし、どこを歩いたかということも技術的には可能だと思いますが、そういうデータの収集がどこまで進んでいるのかと思いました。

当時は本当にアナログな形で、割と狩猟者側の自主性に任せて報告をするというシステムだった記憶があるのですが、今はどんな形で進んでいるのですか。

○事務局（富樫主幹） データの収集方法につきましては、先ほどおっしゃっていた捕獲日時や場所などを、ハンターマップのメッシュを使って、狩猟期間の終了後に紙媒体で報告いただいております。

それをこちらの方で集計して、エゾシカ現況マップというシステムを活用しまして、そのシステムで地図上のどのメッシュに、いつ、何が入っているかといったようなものを分析することができる形になっております。

○愛甲部会長 吉中委員、よろしいですか。

○吉中専門委員 わかりました。ありがとうございます。

去年のうちに、私どもの大学の1人の卒業生が、卒論で狩猟のデータをデジタル的にどう集められるのかというようなことをやっていたものですから、サーベ1・2・3みたいなものを使うと思うのですが、今はどうなっているのかという感心がありまして、お聞きしました。

もし、そのデジタル化を進める方向が出てくるのであれば、ぜひやっていただくと、捕獲数も含めたデータの信頼性が非常に高まるのではないかと思います。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問などがありましたらお願いします。

○早稲田専門委員 先ほど、資料2-1の一番下の3番で、今回の可猟区域及び期間等の

考え方ということでご説明いただきました。

これまでと別の視点ですが、昨年度の狩猟の分野では死亡事故が発生して、安全対策をこれからどうするのかというところが、非常に大きな課題になっていると思います。実際に、たしか一昨日、国有林さんから規制の部分が発表されています。

このたたき台自体は、エゾシカの検討会で揉んで上がってきたものなので、私としては異論ないのですが、その辺の安全対策の部分を考慮した上で、今回の考え方に変化はあったのか、もしあれば補足いただければと思います。

○事務局（富樫主幹） 今の話には国有林、道有林の関係もありますが、別途、国や道、猟友会などの関係機関も含めて連携しながら安全対策を行っていくこととしております。関係機関では、そういった安全対策を行うことがまず大事という考え方を持っておりまして、それに基づいてやっていく方向にあります。

今回の可猟期間につきましては、メスジカの捕獲を中心にという観点で考え方を設定しておりますが、資料の4ページ目の（4）に、狩猟の指導、取り締まりの強化のところにありますように、事故や違反がないように進めていく考え方に変わりなく、こういった観点から進めてまいりたいと考えております。

○早稲田専門委員 繰り返しになりますけれども、私自身、これに対する異論はありません。

細かいことを見ると、関係機関からの意見の中に、猟友会さんそのものから、事故防止の観点で開始時期を遅らせたほうがいいのかという意見が出ています。そういうところを本当はもう少しきちんと酌んで議論をして、それも踏まえて、結果として捕獲期間を延ばすということを考えるのであれば異論はないのですが、私にはその部分が見えません。

ですから、安全対策も重視しているという姿勢を道としてきちんと見せていただいた上で捕獲を継続していくという両輪を示していただいたほうがよろしいかと思います。

○愛甲部会長 今回の点についていかがですか。

○事務局（富樫主幹） 今後については、早稲田専門委員のお話も踏まえて考えていきたいと思っております。

今、お話がありました猟友会の意見に関しては、表の道の見解の欄にもありますとおり、こういった意見も踏まえて、道として地域のいろいろな実情を踏まえて、関係者の意見を聞きながら設定していく考え方を持っております。

また、今までも一律に区域を設定するものではないという方針できており、こういった考え方から設定しているということをご理解いただきたいと思います。その上で、今おっしゃっている趣旨をきちんと考えながら進めていきたいと考えております。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

○森本専門委員 エゾシカ猟自粛区域の話に戻りますけれども、メッシュの細かい設定の

経緯については、先ほど、白木委員からご説明がありましてよくわかりましたが、こういう案を決めていくのはこの部会の仕事ですか。それとも、エゾシカ関連の委員会の仕事ですか。

もしここで決めていく話であれば、先ほどももう少し詳しいデータが必要という話がありました。データに加えて、マッピングの仕方や方法の検討も必要ではないかと思いましたが。というのは、今、営巣しているからといって、ほかの場所に動かないという保証は何もないので、ずっと固定でいいのか、ポテンシャルも考えて、もう少し広めに自粛区域をとっておくのかといった検討が必要になってくると思いました。

そのようなことで、お伺いしたいのは、区域設定はこの部会の仕事なのかということと、もしそうであれば、マッピングの仕方の方法論も検討しなければいけないのではないかという二つの意見です。

○愛甲部会長 いかがですか。

○事務局（富樫主幹） 区域の設定に関しましては、基本的には我々の作業ということになります。

今、こういうやり方もあるということをいろいろとお伺いしましたが、そういうお話がありましたら、ご相談させていただいて取り入れていきたいと考えております。

○事務局（小林生物多様性担当局長） あくまでも、エゾシカの可猟区や狩猟期間が審議会の諮問案件ですけれども、それを諮問させていただいた段階で考慮する必要があるということで、過去にいろいろな意見をいただいて出てきたのが自粛区域です。ですから、自粛区域そのものが案件ではないのですけれども、関連事項という形で毎回お示ししています。

自粛区域は、これ以外にも多くありますが、特にこの自粛区域に関連したことは、過去にいろいろとご意見が出ておりますので、継続してお示ししているということでございます。

○愛甲部会長 そうなると、逆にこの自粛区域が妥当かどうかという検証はどこでやるのかと思ってしまうのですけれども、それはいかがですか。道の担当が議論や検討をされることになるのですか。

○事務局（小林生物多様性担当局長） 先ほど担当から話しましたように、メッシュ管理をしていますから、今までと違って入り込みはわかります。申告制ですけれども、いつ、誰がどこに入ったかということはわかります。

この自粛区域の設定については、あくまでも予防原則です。影響があるから自粛区域を設定するのではなくて、あるかもしれないので、自粛区域として設定しているということです。また、前回の自粛区域設定については、少なくとも今の段階で専門家などの方々から私どもの方に、何か具体的な影響があったという報告は受けていません。ですから、この設定の中で、もし具体的に影響があるという事例が出てくれば、その段階で見直しが必要になってくるかと思えます。

ただ、考えはいろいろとあるのですけれども、エゾシカなどの野生動物を銃で捕獲することに関しては、リスクがゼロにはならないと思っています。必ず少しのリスクはあります。今、エゾシカが増えて、自然や農林業に対する被害のインパクトがこれだけ大きい中で、どこまでそのリスクを共有するかというところが、今お示した可猟区の場合でもありますし、自粛区域の場合でもあるという折衷案になってきます。

そのリスクが大きいようであれば当然見直していかなければなりませんので、エゾシカについては、毎年、その生息動向から可猟期間などの検討をしています。また、審議会の中ではもっと幅広い観点からリスクの部分も含めてご意見を伺っているところでございますので、皆様にはご理解をいただければと思います。

○愛甲部会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見などはありませんか。

○高橋専門委員 今のご意見とちょっと違うのですけれども、最近のエゾシカの捕獲個体は、ストレスのせい、下痢のような便をしていたり、痩せている個体が増えているのです。ハンターは、利害でそういうことを報告しないものですから、各振興局でそういうものを把握してみたいかと思えます。蛇足ですけれども、そのように思えます。

○愛甲部会長 事務局はいかがですか。

○事務局（富樫主幹） 我々や振興局も、地域からいろいろなお話をお聞きしており、地域で異なる部分もありますので、振興局からも個別に情報収集する形で考えたいと思います。

○白木委員 単純に質問ですが、資料2-5のエゾシカの個体数指数を3地域に分けて出していますが、例えば、西部地域は非常に幅広い中で、地理的にも離れた場所が一緒になっています。

これは、専門家の方がかかわって出されているので、間違いはないと思いますが、この地域の中では、例えば、傾向は同調しているのですか。これを一つの集団とみなしていいという形で三つに分けているのですか。

○事務局（富樫主幹） これは、現在のエゾシカ管理計画の中でこの3地域の区分に分けて管理しております。

ただ、今、おっしゃっていた西部地域におきましては面積がかなり広く、特に北から南までが広がっていることもありまして、見直しを行う形で、今、有識者の会議の中で検討している状況で、次期計画に向けてそういった検討が必要と考えております。

○白木委員 わかりました。

それでは、必ずしもこのとおりではなく、この中でのばらつきは結構ある感じですか。

○事務局（富樫主幹） 特に、北部と南部のほうで違う傾向はあります。

○白木委員 わかりました。ありがとうございます。

○児矢野委員 二つ質問があります。

先ほどのお話ですと、自粛区域は今回示されているもの以外にもあるということでした

が、今回の答申の対象というのは、今回示されていない自粛区域も含めて、答申対象になっているのでしょうか。これがまず1点です。

○事務局（小林生物多様性担当局長） 先ほどもお話ししましたが、自粛区域そのものが諮問案件ではないのです。ですから、そのほかの自粛区域も含めて答申案件にはなりません。今回は、可猟区の考え方をご答申いただくときに、恐らく、この自粛区域が一番関係してくるだろうということで参考にお示ししているということでご理解いただければと思います。

ただ、そのほかの自粛区域は、例えば、ホーストレッキングで使っているような区域が入っているので、危ないから自粛という区域が何カ所かあります。さらに、地域の事情によっていろいろな自粛区域がありますので、エゾシカの可猟区そのものと大きく影響するものではありません。

ここは区域的に結構大きくて、自粛の目的が希少猛禽類というところもありまして、そういう部分で過去からいろいろとご議論いただいている部分がありますので、今回もお示しさせていただいているところでございます。

○児矢野委員 可猟区域と自粛区域というのは、可猟区域として捉える際に、自粛区域は要素になってこないのですか。

一般的な可猟区域というのは、多分、自粛するということも含めて可猟区域になっていると思います。そうすると、自粛区域があるか否かということは、可猟区域をどう認識するかということの一部ではないかという気が理論的にします。

私は別に異論を唱えているわけではなくて、答申対象が可猟区域で、その構成要素に自粛区域も入るのであれば、非常に多いので、審議する必要はないかもしれませんが、資料として何かお示しいただいたほうが、議事の進め方として、答申として正当性が高いのではないかという気がしました。

ただ、何かテクニカルな理由で難しいことなどがあれば、これをやれという話ではないのですが、その辺の考え方はどうなのかと思ひまして、お聞きしました。

○事務局（石井主幹） 自粛区域は、実は何カ所かございますが、それらは、シカ猟を考慮したものではなく、一般的に、主に銃による猟の事故の防止の観点からきております。

具体的に言いますと、釧路湿原の中で、この時期に調査が入るからその時期は自粛してくれというように、特にシカなどは関係なく自粛をお願いしている区域が何カ所かあります。

ですから、シカの可猟区の諮問とは目的が違うのかなと考えているところです。

○児矢野委員 要するに、シカに特化した話ではなく、一般的なものであるので、よいということなのですね。

○事務局（小林生物多様性担当局長） 自粛区域は、その年その年で狩猟期間の直前まで調整します。ですから、例年、自粛区域がかかっているところについては、例えば、参考資料としてお示しすることは可能です。自粛区域自体は、ハンターマップというハンター

さん全員に配る地図と資料に全部示して出しています。ハンターの皆さんが知らなければ自粛区域にならないので、オープンなものでございまして、例えば、昨年はこの形で自粛区域をかけていますというものを資料としてお示しすることは可能です。

○児矢野委員 わかりました。

構造がよくわからなかったなので、そのあたりもご説明いただけるとありがたいと思いました。

それから、2点目は、これをやるべきだという話ではなくて、単純な質問ですけれども、今、自粛区域の希少猛禽類でオジロワシの話が議論になっていますが、オジロワシ以外の希少猛禽類やその営巣、繁殖に関することは特に考慮されているのですか。

今後の課題になっているのか、それとも、直接関係がないので考慮する必要がないという話になっているのか、その辺の事実関係を教えていただければ大変ありがたいです。

○事務局（小林生物多様性担当局長） 私からお答えします。

先ほどの資料の2-1の5ページを見ていただくとわかると思いますが、今、オジロワシなどはどうなるかわからないので、予防原則で自粛区域の形にしています。

ただ、極端にいけば、E地域については、シマフクロウの生息地を含んでいるので、自粛区域ではなく、繁殖に影響がないように可猟期間そのものを1月いっぱい制限しています。ですから、可猟区そのものできめ細かく制限をかけています。

○児矢野委員 そうすると、一定程度考慮されているということですね。そのあたりは時間の経過とともに変化があると思いますけれども、科学的な知見について適切な期間で見直しをかけているとか、科学者と意見交換をしているとか、そういう実績はあるのでしょうか。

10年くらい前に設定したもののままきいているのか、そのあたりはどうなのかということです。単純な質問で、これをすべきという話ではありません。そこを教えていただければと思います。

○事務局（富樫主幹） 今回の作業に関しては、白木委員からいろいろな情報をいただきながら進めてきているところでございます。

白木委員からは、それ以外の希少猛禽類についても今後の課題としてあるのではないかというお話をお伺いしておりますので、そのほかのいろいろな課題も含めまして、今後、検討したいと考えております。

○児矢野委員 それでは、今後、検討していく予定であるということですね。

○事務局（富樫主幹） はい。

○白木委員 ちょっと補足しますが、猛禽類に関して考慮されているのはシマフクロウ関係だけで、基本的には環境省マターになっています。

例えば、E地域を見ていただくとわかるように、根室半島全域でかなり広い場所です。それ以外の場所もありますが、シマフクロウが生息している範囲に関しては、繁殖期間に係る時期はほぼ禁止というように、かなり厳しくなっています。

今回、オジロワシを取り上げていただきましたが、それ以外のものに関しては、今のところはきちんとした対応はとられていない状況ですので、これから進めていただければと思います。

○愛甲部会長 今回のオジロワシの自粛区域は、まずは改善の一步のたたき台ということでしたので、その辺を踏まえて進めていただければと思います。

さまざまなご意見をいただきましたが、エゾシカの可猟区域及び期間等について、自粛区域が答申の中に入るのか入らないのかという話もありましたが、可猟区域と期間の設定が本来の諮問の内容でございまして、それについて特に異論はなかったように思いますけれども、お認めいただいて、附帯意見をつけたほうがいいのかどうかについては、いかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲部会長 それでは、附帯意見はなしということで、答申したいと思っておりますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○愛甲部会長 特にご異議がありませんので、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の諮問事項の審議に移らせていただきます。

記念保護樹木の指定の解除について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（片原主幹） 生物多様性保全課自然公園グループの片原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、生物第667号諮問の記念保護樹木の指定の解除について、資料3-1から3-6に基づいてご説明させていただきます。

今回の諮問事項は、豊浦町所在の大久保の栗記念保護樹木の指定解除についてですが、まず、記念保護樹木の制度についてご説明させていただきます。

資料3-5をご覧くださいと思います。

1の指定の目的及び2の指定の要件ですけれども、記念保護樹木につきましては、資料3-6にあります北海道自然環境等保全条例第23条第1項に基づき、由緒、由来のある樹木または住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを指定することができまして、単独または小集団で生育しているものを指定しております。

指定や指定の解除等につきましては、条例第23条第2項において、準用する第14条第3項を前段の規定に基づきまして、あらかじめ、関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聴かなければならない旨が規定されておりますことから、今回、諮問させていただくものでございます。

また、3の指定解除の要件といたしまして、（1）災害等により損壊され、原状回復が困難な場合と（2）原状変更はやむを得ないものであり、それによって、指定の目的が達

成困難となる場合の二つを挙げております。

なお、(2)にありますやむを得ないと判断するか否かは、運用上、国土の保全その他の公益との調整や土地所有者の経済的事情などの観点から総合的に判断しております。

道では、昭和47年以降、これまで127件の記念保護樹木を指定しておりますが、途中、老木による枯死や災害による倒木などの事由による指定の解除が20件行われまして、現在107件が指定されております。

資料3-3に現在の一覧をつけておりますけれども、2枚目のナンバー40が今回の案件でございます。また、資料3-4には、これまでの解除20件の一覧をつけておりますので、参考にご覧いただければと思います。

それでは、大久保の栗記念保護樹木についてご説明させていただきます。

資料3-1をご覧いただきたいと思っております。

大久保の栗記念保護樹木は、最高直径200センチ、最高樹高22メートル、推定樹齢300年以上の豊浦町字東雲町に所在する大久保氏所有の栗の木の小集団でございます。

この栗の木の小集団は、江戸時代末期からの開拓でも漁船用あるいは鉄道敷設の資材として伐採されずに保存されたことから、地元の人からは開拓記念木と言われて古くから親しまれ、昭和48年に記念保護樹木に指定されました。

指定当時は32本ありましたが、樹齢約300年を経過した老齢木のため、台風等の被害もありまして現在は20本に減少し、さらに、そのほとんどの木において病気や枯損が目立ちまして、地域からも倒木を心配する声が上がっているため、現在は立入禁止の措置がとられております。

指定当時の所有者は既に亡くなっておりまして、現所有者はご高齢で、自宅を離れて生活しておりますことから、かわりに遠方に居住する長男の方が、これまでの間、片道2時間、往復4時間をかけて現地へ赴きまして、できる限りの維持管理に努めておりましたが、やはり高齢のため、かなりの負担になっております。

そして、ついには平成28年、29年の台風の被害によりまして、その処理に多大な時間と費用、労力を要し、生活も圧迫されまして、その後の維持管理もままならない状況に陥り、本格的に樹木伐採を含めた敷地の売却を検討することとしたものの、記念保護樹木の指定という一定の制約により、売却に支障を来すことが予想されることから、今回、指定解除の申し出が行われた次第でございます。

また、資料3-2にございますように、豊浦町長からは、当該樹木のほとんどが枯損している状況であって、土地所有者及び管理者による維持管理が困難であること、隣接して学校等があり事故のおそれもあることなどから、早急な指定解除を望むという意見をいただいているところでございます。

道といたしましては、所有者及び管理者の年齢的、経済的理由により、維持管理が難しい状況であること、周辺に住宅や学校等があつて、事故発生危険性があること、条例による一定の制約が敷地の売却に支障を来すことなどから、指定の解除はやむを得ないと判

断したところでございます。

以上、今回諮問の記念保護樹木の指定の解除についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○愛甲部会長 ご説明をありがとうございました。

豊浦町の20本の栗の木の記念保護樹木の解除についてですか、これについてご質問やご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森本委員 ご説明ありがとうございました。

一つご確認したいのですけれども、記念保護樹木に指定されることによって、道から所有者に対して何らかの経済的支援その他が何か行われているのかどうかということ、まず教えてください。

○事務局（片原主幹） まず、記念保護樹木に指定されたら、現地の保護標識に、その木の由来やどういう価値のある貴重な木であるかという説明をする表示をしております。

具体的には、昭和48年に指定されたので、47年度に保護標識を設置して、昭和55年に保護標識の更新、その後の平成12年度は、その樹木を維持するための樹木診断を道で行っております。

それを受けて、治療が必要だという判断がありましたもので、平成14年に樹木治療をいたしました。また、その翌年の平成15年とその後の平成18年、25年にも樹木治療を行いまして、治療はトータル4回になります。

それから、保護標識も平成25年に更新しております、道では、指定された樹木の所有者に対する援助について、それなりの援助をさせていただいております。

○愛甲部会長 ほかにございませんか。

○児矢野委員 今、森本専門委員が質問されたことに私も関心がありまして、聞き落としたかもしれないのですけれども、調査や標識を立てることはされているということですが、他方で、維持するインセンティブになるようなことは特にないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（本間課長） はい。

○児矢野委員 もう一点質問いたしますが、第14条を拝見すると、その区域における自然環境の保全が特に必要なものということで、環境の視点からの規定になっています。けれども、他方で、第23条を拝見すると、由緒ある樹木、住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹林として保護することが必要なものとなっております。この解釈の中には、自然環境の保全や環境保護という発想が入っているのですか。

これだけを見ると、社会、歴史、文化というように、社会的な条件を主に要因として指定しているような気がするのですけれども、運用というものに環境の配慮も入っているのですか。

この条例自体が古いので、当時は環境という発想が余り入っていなかったのかもしれませんが、現在の運用についてはどうなのか、教えていただければ幸いです。

○事務局（小林生物多様性担当局長） 資料3-3をご覧くださいと思います。

今の記念保護樹木は百数本ありまして、それぞれの由緒、由来がずらっと記載されております。ですから、基本的には、自然というよりは文化的な要素のほうが大きい指定にはなっております。そのため、その時々状況によっては、指定の解除が必要になってくるのはやむを得ないのではと考えております。

○児矢野委員 わかりました。

なぜこんなことを聞いたかという、例えば、これは公益的なことですから、指定させていただいているという考え方になるかもしれませんが、自然環境を保護することが一つの重要な要件であるとするならば、何かインセンティブがあった方がいいと思いました。

所有者の方はご高齢で非常に大変な状況なので、環境保全のためにこの樹木が必要であるという発想があるのであれば、本当はそのあたりを考慮される制度設計の方がいいと思いました。

第14条のそもそもの趣旨と第23条の考慮される条件、要因にややずれがあるような気がしました。これはこの審議会とは関係ない話ですが、将来的に考えた方がいいのかと思いました。コメントとしてお聞きいただければと思います。

○愛甲部会長 非常に重要なコメントだと思います。

この記念樹等については、一時期、一斉に指定だけして、その後の新規指定がなかなか進まず、老齢木が増えているので、他の自治体も扱いに困っているそうです。これと同じような事例が増えておりまして、考え方も含めて整理する必要があると、私も常日頃思っておりますので、またいろいろと議論させていただければと思います。

ほかに何かご意見はございますか。

○鈴木委員 鈴木です。よろしく願いいたします。

記念樹木の指定の条件や要件のことですが、資料3-5の内容を拝見しますと、条例上は23条のように書かれています。しかし、それに関する事務取扱を拝見すると、その条例上示されている要件に加えて、単独または小集団で生育しているものであることという言葉がつけ加えられているように思われました。

つまり、生育しているということに結構ポイントがあるといえますか、生きているものを保護すると私は受け取りました。

そして、資料3-2の書類を拝見しますと、本件の栗の木については、多くの樹木が枯損している状況にあると書かれていますが、20本ある栗の木のうちの何本が枯れているのかを確認させていただきたいと思います。これがまず1点目です。

それから、これに関連してもう一つですが、この20本程度の栗の木は、歴史上、意味のある木だと思いますけれども、豊浦町から何かご意見などがあるのかどうか、もしおわかりであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○事務局（片原主幹） 20本のうちどれだけが生きているかということで、生きている

から樹木ということではあるのですが、そのほとんどが病気あるいは枯損ということで、人間で言いますと、とりあえず、命だけを伝えているような状況かと思えます。

20本のうち、ほとんどがそういう形になっていると聞いております。

具体的には、資料3-1の備考欄に、平成30年4月の段階で胆振総合振興局森林室豊浦事務所が現地を確認していただいたときの所見を書いております。健全でびんびんしている木はもうほとんどなく、重い軽いは多少あるようですが、何らかの病気の状況になっているというお話を聞いております。

また、資料3-2に豊浦町からの意見などが書いてありますが、既にほとんどの木がそういう状況で、付近の住民を含めて生徒などがそこに入り込んで、事故になりかねないということです。また、所有者も管理者も、木をまともに整理、維持管理ができない状況で、このまま放置したら、逆に放置責任が問われるので、何らかの整理をつけなければならないのではないかということで、豊浦町から指定解除の要望が上がってきております。

○鈴木委員 2点目は、資料が既にあるということで、失礼いたしました。保護樹木の20本については、ほとんどが風前の灯火のような状況だということですね。

○事務局（片原主幹） はい。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○愛甲部会長 指定当時は32本と記録されていますので、それが今は20本です。写真はいつ撮られたかはわかりませんが、見せていただく感じではかなりよくない状況のように思えます。

他にいかがですか。

○島田専門委員 この指定解除について、特に反対意見等はありません。

先ほどからのお話で、この木はもう風前の灯火ということですが、そういう話をする、今、指定されているものは数十年前の指定で、今、そういう木がほとんどで、これからも多くなってくると思えます。

いろいろなところでそれが問題になっていることですが、例えば、指定解除をするのではなく、代替木が育って新たに指定し直されるという例は、何かあるのでしょうか。

○事務局（本間課長） 今まで代替木をそのまま指定を継続したというような状況は、確認していないのですが、恐らくないだろうと思えます。

ただ、制度的にはそういったことも考えられるのですが、記念保護樹木は、その木に対しての由緒・由来や御神木的な意味合いを持ちますので、地域または所有者の方が代替木についても引き続き守っていくという状況があれば、そのまま指定を継続する場合もあるかと考えております。

○愛甲部会長 その辺も含めて、制度的に考えなければいけないことがあるということですね。

いろいろとご意見をいただきましたが、この木について、特に指定を解除することへの異論はなかったように思いますので、附帯意見なしということで答申してよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○愛甲部会長 それでは、答申をしたいと思います。

令和元年(2019年)7月31日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(答申)

令和元年7月31日付生物第668号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申いたします。

令和元年度(2019年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について(答申)。

令和元年7月31日付生物第601号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申をいたします。

記念保護樹木の指定の解除について(答申)。

令和元年7月31日付生物第667号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申いたします。

[答申書の手交]

○事務局(小林生物多様性担当局長) ただいま、答申をいただきました。

愛甲部会長をはじめ委員の皆様には、大変長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

道といたしましては、今いただいた答申を踏まえまして、審議の過程でいただきましたいろいろなご意見を参考にさせていただき、事業の推進に向けしっかりと取り組んでいきたいと思います。

今後とも引き続きご助言を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

どうもありがとうございました。

4. その他

○愛甲部会長 最後に、その他で報告事項が1件ございます。

説明をお願いいたします。

○事務局(高橋課長) 生物多様性保全課長の高橋でございます。

着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

この資料は、今年1月に開催されました平成30年第3回環境審議会、いわゆる親会ですが、こちらでその他報告事項として配付、ご説明させていただいた資料でございます。

本日、この資料をこの部会で配付、ご説明させていただくに至った経緯でございますけれども、全ての道の条例につきましては、社会経済情勢の変化などに対します適時性を確保するために、5年ごとに見直しを行う規定を設けてございます。

この物差しにつきましては全庁ばらばらでは困りまして、一定でなければなりません。

4 ページの 4、検討の観点の表に、必要性、効果、基本方針との適合性、適法性、規定の適正化の五つがございますが、行政庁側の我々におきましては、この視点で検討を行いまして、その結果、見直しが必要な状況が認められた場合には検討し、見直し等の必要な措置を講じることになっております。

まず、一つ目の必要性といたしますのは、条例が制定された後、現時点において条例は必要かという視点でございます。

次の効果の視点につきましては、現在でも条例の規定が効率的に機能して、十分な成果を上げているかどうかという視点でございます。

そして、基本方針との適合性につきましては、条例の内容が、道の長期的な基本方針や北海道総合計画あるいは特定分野別計画などに適合しているかどうかという点でございます。

適法性につきましては、条例の内容が法令の範囲内にあるかどうかという視点です。

それから、規定の適正化につきましては、社会情勢の変化や規定の適用上の疑義、法令の改廃等により、規定ぶりなどを改正する必要があるかどうかということを見るものでございます。

本日の冒頭に、担当者からも参考資料により説明いたしました、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項にも記載されておりますように、条例の見直し自体は環境審議会及び部会でご議論、ご審議いただく指定事項にはなってございませんけれども、本年 1 月の親会の際に、資料 4、今回お配りしたものと同一のものですが、これに基づき、検討を行いましたという経緯をご報告させていただいたところでございます。

そうしましたところ、部会におきましてもこの経過を報告しておくべきではないかというご意見がございましたので、ここに報告させていただくものでございます。

改めまして、この資料の構成につきまして説明させていただきます。

1 ページ目が、只今ご説明いたしました条例の見直しに関して、検討を行った趣旨を記載してございます。

めくっていただきまして、2 ページ目でございますが、条例の組立てを示す概要について記載されております。

それから、3 ページ、4 ページ目については、条例を計画的、体系的に推進するため、各分野ごとに個別計画を策定して進めてございますけれども、その分野ごとの進捗状況の概要について記載しております。

めくっていただきまして、4 ページ目には、先ほど申しました検討の五つの視点、それから、5 ページ目、6 ページ目には、五つの視点をそれぞれの項目の検討結果について記載しております。

めくっていただきまして、6 ページ目には検討の結果が記載されてございます。

7 ページ目から 11 ページ目につきましては、別表といたしまして、条例の施行状況に対します個別の施行状況を記載しております。

ページを戻していただきまして、4ページの5の検討の内容についてでございます。

まず、必要性についてですが、道におきましては条例及び条例9条で規定しております北海道生物多様性保全計画でございますけれども、これに基づきまして、基本的施策などが体系的に定められており、各種施策を推進し、一定の効果を上げていると認識しております。

しかしながら、依然として野生鳥獣による農林水産業被害の発生や外来種による生態系等への影響、希少野生動植物種の絶滅の危機など、生物多様性の危機の状況は続いていることから、引き続き、この条例の枠組みを堅持し、条例に基づく取組みについて積極的に推進していくことが必要と判断いたしました。

次の効果についてでございます。5ページです。

条例の施行状況及び各種施策の実施により、鳥獣の保護管理、外来種による影響の防止、それから、希少野生動植物種の保護が図られ、人と自然が共生する社会の実現に向けて一定の効果が上げられていると判断いたしました。

続きまして、基本方針との適合性についてでございます。

条例第9条に基づきます北海道生物多様性保全計画でございますが、北海道総合計画の特定分野別計画でございます北海道環境基本計画における自然との共生分野に係る計画として位置づけられており、道の基本方針との整合性も図られてございます。

次に、適法性についてでございます。

現行の生物多様性保全基本法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律など、関係法令の趣旨を踏まえた内容となっておりまして、法令の範囲を超えるような規定はございません。

それから、規定の適正化でございますが、関係法令の改廃等があった場合につきましては、適宜、条例を改正していくこととしております。

生物多様性保全条例は、平成25年3月に制定され、同年の7月に全面施行となっておりまして、昨年7月に施行後5年が経過したということで、係る検討を開始いたしまして、さきの五つの視点に基づき検討を行った結果、5ページ目の最下段の枠組みでございますが、条例施行状況等を勘案し、各視点の検討も踏まえ、総合的に判断すると、現時点において条例見直しの必要はなく、今後とも、本条例及び生物多様性保全計画に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとするとの検討結果に至ったものでございます。

以上、配付資料の説明でございました。

○愛甲部会長　ご説明ありがとうございました。

報告事項となっておりますが、ご質問などがありましたらお受けしたいと思います。

審議会の委員になっている委員の皆様は既に説明を受けていたと思いますが、いかがですか。

○吉中専門委員 この条例は、生物多様性保全基本法に基づいているということです。さらに、この条例に基づいて、生物多様性保全計画が定められていると思いますが、この生物多様性保全計画というものは、今後、見直されるご予定があるのでしょうか。

特に生物多様性という観点からすると、生物多様性戦略計画が2020年までで、間もなく目標年度になって、次の目標をどうするかという議論が国連でされていると思います。

そういう議論を踏まえて、さらにSDGsの考え方が、この生物多様性保全計画の中でどう位置づけられていくのかということもあると思います。その2点が大きな変化だと思いますが、今後のお考えがあれば教えていただければと思います。

○事務局（高橋課長） 現行の生物多様性保全計画につきましては、策定が平成22年3月で、平成27年9月に見直しを実施しております。そして、令和2年で10年経ちますので、この年を見直しの予定としてございます。

今ご発言のありましたSDGsに関しましては、今、道全体として各部が所管している取組み事項を紐づけしながら、その進捗状況を管理しているところでございます。ですから、先ほど申し上げました見直しの際に、そういった視点も十分に配慮しながら、今後、見直しの検討を進めさせていただくことになると思います。

○愛甲部会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲部会長 それでは、本日の議事については以上となりますが、それ以外に皆様から何かご意見などはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲部会長 きょうは、進行へのご協力をありがとうございました。

これにて、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（永安主幹） 愛甲部会長、どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局（永安主幹） これをもちまして、北海道環境審議会自然環境部会を終了させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上